

宇目町漁業協同組合内共第 10 号

第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は宇目町漁業協同組合が免許を受けた内共第 10 号第 5 種共同漁業権にかかる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ・ふな・はえ・えのは(やまめ)・わかさぎ・うなぎ・もくずがに)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、口頭または組合が規定するオンラインシステムで行わなければならない。
3. 組合は第 1 項の申請があったときは、第 11 条に規定する場合、または、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行なう水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
4. 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに第 7 条の遊漁料を次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

- (1) 宇目町漁業協同組合事務所 (佐伯市宇目大字塩見園 1817)
- (2) 株式会社 宇目土建 (佐伯市宇目大字千束 2049-2)
- (3) 宇目キャンプ村 (佐伯市宇目大字南田原 2513-3)
- (4) 疋田 サミ (佐伯市宇目大字大平 2081)
- (5) 湯一とぴあ (佐伯市宇目大字木浦内 1297)
- (6) スーパーやの (佐伯市宇目大字小野市 3481-1)
- (7) 野下 利之 (佐伯市宇目大字南田原 2295)
- (8) 清川石油 (豊後大野市三重町内山 99-1)
- (9) つりチケ (オンライン <https://www.tsuritickets.com>)

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	1人5本以内
たもあみ	網口径40cm以下
つけばり	つけばりの本数1人5本以内
かにかご	1人3個以内

2. あゆについては、おとり掛け、うなぎについては、さしばり・つけばり、はえ・わかさぎ・えのは（やまめ）については、竿釣り、ふなについては、竿釣り・たもあみ、もくずがにについては、かにかご以外の漁具・漁法により、これらを採捕してはならない。
3. 潜水服（スーツ及びシュノーケルを含む）を着用して採捕する遊漁を禁止する。
4. カナツキによる漁、夜間の漁（イサリ漁）、あゆのコログシ漁を禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月10日から12月31日までの間で 組合が定めて公表する期間内
ふな・はえ・わかさぎ	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
えのは（やまめ）	3月1日から 9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中の遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
中岳川における井内谷橋からじさ淵下端までの宇目町漁業協同組合が設置した標柱の間	1月1日から12月31日まで
中岳川における西山橋から上流第2トシまでの宇目町漁業協同組合が設置した標柱の間	1月1日から12月31日まで

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
えのは（やまめ）	桑原川における桑原発電所から北川の合流点までの間	3月1日から9月30日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな・はえ	10 cm以下
あゆ・えのは (やまめ)	15 cm以下
うなぎ	25 cm以下
わかさぎ	5 cm以下
もくずがに	5 cm以下 (甲の中)

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条第1項の承認を受けた遊漁者が第2条第4項に掲げられる場所または組合が指定するオンラインシステムで納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所で漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に100円を付加した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
ふな・はえ・わかさぎ えのは (やまめ)	竿釣・たもあみ (ふなのみ)	1日 1,500円
		1年 3,000円
うなぎ	つけばり さしばり	1日 1,500円
		1年 3,000円
あゆ	おとり掛け	1日 2,500円
		1年 5,000円
もくずがに	かにかご	1個 3,000円

2. 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、右欄に掲げるとおりとする。

中学生以下及び肢体不自由者	無料
---------------	----

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

2. 承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

2. 漁場監視員は、別に組合で定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則1) この規則は、認可の日から施行する。

(附則2) この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年7月11日認可)

(附則3) この規則は令和6年1月1日から施行する。